

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「（条例第八条第二項第一号等に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び条例第八条第二項第二号等に定める額の合計額（以下「一箇月当たりの運賃等合計額」という。）が四万八千五百円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等合計額と四万八千五百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が八千円を超えるときは、八千円）を四万八千五百円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」の下に「（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。）」を加える。

第十六条の二第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する特別料金等の額に相当する額に係る」に、「当該各号に定める」を「同項に規定する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第八条第三項第一号等に規定する特別料金等の額に相当する額に係る通勤手当の支給単位となる期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十七条の二第二項を次のように改める。

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額は、払戻金相当額（前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（事由発生月が支給単位期間に係る最初の月の前月である場合にあつては、支給された通勤手当の全額）をいう。）とする。

普通交通機関等と自動車等の併用者

規則第8条の3 第1号 第2号 第3号

別記様式の裏中

1箇月当たりの運賃等相当額又は運賃等相当額と自動車等の額との合計額が支給限度額を超える場合	支給
-----------------------------------------------	----

1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額	年 月 日改正

の合計額	円	年 月 日改正
------	---	---------

限度額	円 × 箇月 =	円	年 月 日から 年 月 日まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
-----	----------	---	--------------------	-------------------------------

円 ----- 円	「 普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第 8 条の 3 第 1 号 第 2 号 第 3 号 」
円	

1 箇月当たりの運賃等 相当額と自動車等の額 の合計額	円	年 月 日改正	円
		年 月 日改正	

円 ----- 円	「 」	「 条例第 8 条第 1 項」	「 条例第 8 条第 1 項等」	「 」
円				

3	第 1
1 箇月当た 規則第 1 7	

号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	年 月	
---	-------	-------	-------	-----	--

りの運賃等相当額等の合計額が支給限度額を超えていた場合の
条の 2 第 2 項第 2 号の月数及び人事委員会の定める額

円	円	「 」
円	円	
円	円	「 」

第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 年 月

--	--	--

田

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第八条の三第一号及び第二号、第十六条の二第一項及び第四項並びに第十七条の二第二項の規定は、令和五年六月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日以前の事由により通勤手当を返納する場合における条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額（改正前の第十七条の二第二項第二号に掲げる場合に限る。）については、なお従前の例による。